

主 文

労働基準監督署長が、平成29年3月16日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成18年9月にAに所在する会社B（以下「会社」という。）に入社し、チームマネージャーとして複数の企業の会計監査業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日午前2時30分頃、自宅にて就寝していた請求人が階下からの大きな物音に気づき起床したところ、被災者が「体が動かない。」と言ったので、救急要請し、C医療機関へ搬送したという。被災者は、同日手術が施行されるも同月○日午前9時40分に死亡が確認された。C医療機関D医師意見書によると、傷病名は「右被殻出血」、同医師作成の死亡診断書によると直接死因は「脳出血」と記載されている。
- 3 本件は、被災者が脳出血を発症し死亡したのは業務上の事由によるものであるとして、請求人が遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年5月8日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

請求人の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、平成28年2月4日付けD医師作成の死亡診断書、平成29年2月10日付けE医師作成の意見書及び症状経過等に照らし、被災者は○年○月○日に脳出血（以下「本件疾病」という。）を発症し、同月○日死亡に至ったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 発症前の異常な出来事の有無について

被災者の業務について、本件疾病の発症直前から前日までの間における異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 発症前の短期間における業務の過重負荷の有無について

請求人は、被災者は発症前1週間に休日が確保されずに日常業務と比較しておおむね2倍の業務に従事していたとして、短期間における過重負荷があったと主張する。

しかしながら、被災者が休日労働を行っていたとされる平成28年1月31日についてみると、自宅でわずか10分間パソコン作業に従事していたことが確認し得るに過ぎず、同日について、終日にわたって休日労働を行っていたと認めることはできない。

また、発症前 1 週間の自宅以外の会社外における被災者の勤務状況についても試算したが、労働時間は全体として 70 時間弱であり、発症前に被災者に関し、短期間の過重負荷があったとまでは認められない。

(5) 発症前の長期間における業務の過重負荷の有無について

ア 認定基準によると、発症前 1 か月間に特に著しいと認められる長時間労働に従事した場合（おおむね 100 時間を超える時間外労働が認められる場合）、発症前 2 ないし 6 か月間にわたって、著しいと認められる長時間労働に継続的に従事した場合（1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合）は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。

イ 監督署長は、被災者の労働時間について、原則として会社における「被災者の IC カード情報による入退室記録」（以下「入退室記録」という。）に従って始業・終業時刻を認定しているが、被災者は、チーフマネージャーとして 15 社程度のプロジェクトに関与し、当該プロジェクトの担当者との打合せのために顧客先に赴くことが多かったという実態が反映されておらず、入退室記録は会社の入退場の時刻を示すものに過ぎないものである。

ウ このことは、被災者と同じ部署であった F が、要旨、被災者は「夕方の場合には顧客先に午後 5 時から午後 6 時ころに来ていた。」と申述していることや、1 月 23 日からの 10 日間において、被災者が「昼間は他のクライアントの仕事、夜に G の対応を始めていた。」と回答していることと整合する。

以上のことから、被災者については、顧客先での勤務状況を反映した労働時間を新たに算定する必要がある。

エ この点、会社人事部の H は、要旨、「基本的にクライアントの仕事は、クライアント先で行うか、自社に戻ってから作業を行うかのいずれかである。重要な情報を扱う業務なので、社外で行うことはない。」と申述しているところ、被災者は、門限である 11 時 30 分まで自宅に帰ることが困難な場合には、「すみません。まだ工作中です。おわらんです。」等、工作中である旨家族宛に会社貸与のパソコンを用いてメールを送信していることが認められる。

そのため、被災者が会社貸与のパソコンを使用して作業をしていることが明らかであり、かつ、被災者が入退室記録による会社の退社時刻以降に家族

宛に同パソコンからメールを送信している場合には、顧客先で業務を行っていたと推認し、パソコンによる作業が終了した時刻をもって、終業時刻と認定することが適当であると判断する。

オ このほか、繁忙期である平成28年1月において、被災者は昼休み時間帯についても、メール送信等の作業を行っていることが確認できるところ、メールの送信件数やファイル処理の件数からみて、おおむね1時間を要すると考えられる場合は休憩時間がないと認定し、同様におおむね30分程度で処理できると考えられる場合は30分間を労働時間とみなす認定を行うこと等が適切であると判断した。

なお、Iは、「夕食は、コンビニに行って食料を買い、食べながらPC作業を行っていた。メンバーでまとまって食事に行くようなことはなかった。」旨申述していることから、昼休み以外に休憩を取得していた事実は認められない。

カ 以上の方法により、被災者の発症前1か月の労働時間を試算したところ、被災者の発症前の時間外労働時間数は、1か月前108時間59分となり（別紙3（略））、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされているおおむね100時間を超えるものとなる。

また、被災者は、上記で認定した時間以外にも、一件記録上、自宅において休日や深夜に業務を行っていることが認められ、そのことも相当の負荷要因になったものと認められる。

キ 被災者には、本件疾病の発症に寄与したと認められる既往症ないし基礎疾病があったとは確認されていない。

ク 以上のことから、被災者には本件疾病発症前、長期間にわたって業務による過重な負荷が認められるものであり、被災者の本件疾病発症及びその死亡と業務の間には相当因果関係があるということが出来る。

なお、給付基礎日額の算定に当たって用いるべき労働時間については、原則として、ただ単に出勤簿やタイムカード等の記載だけでなく、関係者の申述等についても十分吟味することにより、労働者の就労実態を踏まえた上で、その時間数を算定すべきものと考えるところであり、被災者の就労実態を十分把握することによって、改めて給付基礎日額を算定すべきであることを付

言する。

4 結 論

以上のとおり、被災者に発症した本件疾病及びその死亡は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日